事例No.	77
公表年度	H28
団体の属性	都道府県
団体名	新潟県

事例区分	第三セクター

タグ	・土地開発公社 ・組織改革 ・公共施設活用

事例種類	整理・再生等の抜本的改革を行った事例（解散）

事例内容・タイトル

公共用地先行取得の県直営化による解散

出典

第三セクター改革等先進事例集

事例名	公共用地先行取得の県直営化による解散
団体名	新潟県
法人名	新潟県土地開発公社

＜地方公共団体のデータ＞※

人口（人）	2,301,835
標準財政規模（百万円）	609,544
財政力指数	0.43519

※ 人口は、住民基本台帳に基づく人口（平成 28 年 1 月 1 日時点）
標準財政規模及び財政力指数は、平成 27 年度決算の数値

＜法人データ＞※

[出資等の状況]

新潟県	30（100.0%）
役職員数（人）	38

[経営状況]

（単位：百万円）

経常収益	339
経常損益	▲147
当期純損益	▲109

資産	5,327
負債	3,709
純資産	1,618

※ 出資等の状況は、法人格がなくなった時点（清算結了時）又は出資引揚時点での出資の状況
経営状況は、法人格がなくなった時点（清算結了時）又は出資引揚時点までに終了した直近の会計年度の決算

[法人概要]（設立目的、業務概要等）

新潟県土地開発公社は、（財）新潟県開発公社（昭和 39 年 9 月設立）を前身として、昭和 48 年 3 月に公有地拡大の推進に関する法律に基づく特別法人として組織変更を行い発足した。

以来、新潟県の行政政策の遂行上必要な公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、県土の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的として、県、国等から委託を受け、道路、河川、公園、学校等の公共用地の先行取得及びあっせん事業等を実施した法人である。





1．本事例の概要（取組の内容、ポイント）

当該事例は、県出資法人の業務を県が直接実施することとすることにより、機動性と効率性を確保するべく、当該法人を解散した事例である。

具体的には、公共事業用地の先行取得及びあっせん事業を実施してきた当該法人の業務について、近年の公共事業の事業量減少や地価の下落により、先行取得の意義の減少という課題が生じていたところ、県の出資法人経営評価委員会で示された方針に基づき、全ての用地取得業務を県で直接実施することとし、当該法人を解散した。

２．取組みの背景、理由、着手のきっかけ

平成22年度に実施された出資法人経営評価委員会において、低金利の長期化等により出資法人の適正な資産運用の確保が難しい状況が継続していることや、今後の新公益法人制度への移行等、社会情勢の変化を踏まえ、出資者である県として改めて出資法人に公益性・必要性があるかについて見直しが行われた。

12 月に取りまとめられた最終評価結果で、当該法人については、公共事業の事業量減少に加え、近年の地価下落により事業用地先行取得の意義が少なくなったこと等により、組織としての役割が薄れたことから、解散の方向で検討という評価がなされた。

新潟県土木部における用地補償費等の推移

区分＼年度		H18	H19	H20	H21	H22
用地取得面積	㎡	1,744,577	1,206,400	733,299	659,273	408,775
補償建物棟数	棟	609	447	306	360	305
用地補償総額	千円	21,163,232	18,412,572	12,492,081	10,414,246	8,166,205

新潟県土地開発公社による先行取得の推移

区分＼年度		H18	H19	H20	H21	H22
用地取得面積	㎡	168,172	0	4,423	0	0
用地補償総額	千円	1,440,659	0	239,220	0	0

３．取組の具体的内容

(1)取組方針とその決定過程

平成 22 年度の経営評価委員会からの評価に基づき、県として当該法人の解散に向けた検討を行い、「遅くとも平成 25 年 3 月までに解散し、用地取得業務は県が直接実施、残余財産は処分する方向で作業を進める」旨の工程表をとりまとめ、平成 23 年 10 月に開催された同委員会に提出し、承認を得た。

(2)取組の具体的な進め方

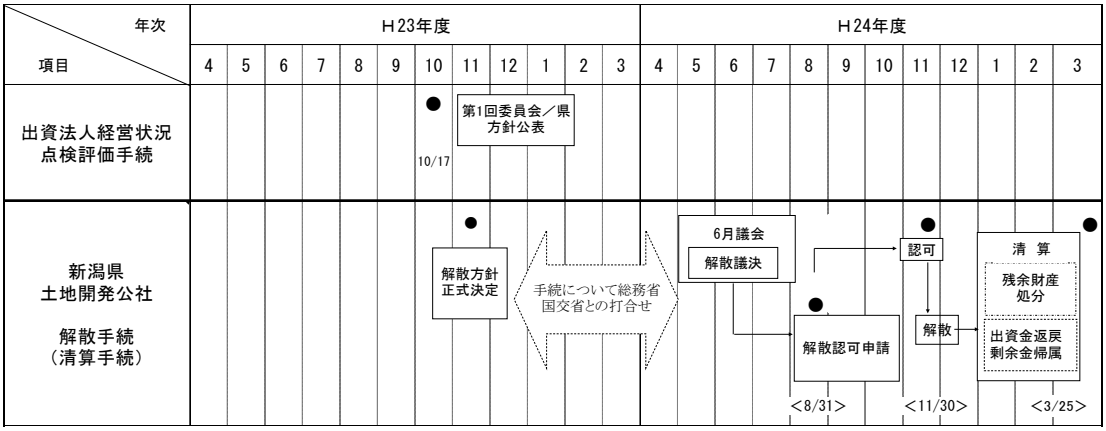
①取組のスケジュールについて

平成 23 年 10 月に提出された工程表に基づき、以下のスケジュールで作業が進められた。

・県議会平成 24 年 6 月定例会に当該法人の解散についての議案を提出し、議決された。
・同年 8 月 31 日に総務大臣及び国土交通大臣へ、当該法人の解散に係る認可申請を行った。
・同年 11 月 30 日、総務大臣及び国土交通大臣より、解散について認可されたことにより、正式に当該法人は解散した。

3．取組の具体的内容（つづき）

新潟県土地開発公社解散スケジュール



②財産の処分について

当該法人が所有していた先行取得用地については、当県からの委託に基づき取得していたものであるため、担当部局が再取得を行った。

その他残余財産については、県に帰属させることとした。

4．取組の効果

社会情勢の変化により設立目的を達成したと認められる当該法人を解散するとともに、残余財産13.9 億円は県に帰属させることとした。

5．今後の課題（今後の方針、残された課題等）

公共用地の先行取得を実施していた当該法人の解散により、今後先行取得の必要が生じた場合には、県自らが行うために区分経理等の対応を検討することが必要となる。

6．他団体の参考となり得る点（苦労した点、工夫した点、上手く進んだ理由、反省すべき点等）

(1) 役割を達成したと認められる法人について、県の出資法人全体の見直しを行う外部委員会からの提言が、整理に取り組む契機となった。

(2) 当該法人が県の依頼を受けて先行取得していた土地について、財産処分に当たり関係各課と協議し、取得した。

(3) 当該法人職員の処遇については、選考を実施し、合格者を県職員として採用したことで、解散手続きとその後の用地取得業務等への影響を最小限にとどめることができた。

＜参考＞地方公共団体の問合わせ先

担当課	新潟県用地・土地利用課	連絡先	025-280-5395